

第 1～3 学年 学生（令和 6 年度） 諸君

学生主事

令和 6 年度前期授業料免除 【災害等及びその他特別事由】について

このことについて、申請を希望する学生は、**下記「1.免除の対象」のとおり自らが対象となるかを確認の上**、学生課学生係(gakusei@jimu.nara-k.ac.jp)へメールにて連絡してください。申請書類を配付または郵送（春季休業期間中）しますので、同封している授業料免除申請要項に記載のある**期限までに必要書類を提出してください**。なお、期限後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合は、学生係に申し出てください。

記

1. 免除の対象

本科 1～3 年生で、次の（1）または（2）に該当する学生

（1）災害等による授業料免除

次の①または②に該当する理由があり、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合※

- ①令和 6 年 4 月 1 日前 6 月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前 1 年以内）において、学生の学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ②①に準ずる場合であって、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

（2）その他特別事由による授業料免除

経済的に授業料の納付が困難※である者であって、次の①又は②に該当する場合

- ①令和 6 年 4 月 1 日前 6 月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者
 - ②在学した期間が通算して 3 6 月を超えるもの等に該当し、就学支援金の受給資格がない第 3 学年生以下の学生であって、かつ学業優秀※と認められる者
 - ③就学支援金の受給資格がある学科の第 3 学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、就学支援金制度の加算が認められない又は受給申請ができない者で、かつ、学業優秀※認められる者
 - ④その他授業料を免除することが相当と認められ理由がある者
- ※高専機構で定める学力・家計基準により判定します。

2. 免除実施額

前期分授業料の全額または半額

3. 申請書類配付期間

令和 6 年 3 月下旬～4 月 15 日（月）

4. 注意事項

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
 - ・前期に申請していても、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
 - ・前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日現在の状況をもとに選考を行います。
 - ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- 以上